

旧外債償還法による信換済外債債の証券の一部の自動化等に関する法律施行令  
(第1)要綱

一、旧外債償還法による信換済外債債の証券の一部の自動化等に関する法律によつて信  
換済外債債が有効化された場合に、そつ信換時に信換により邦債債を取得した者がそつ  
信換価額等に相当する金額又はそつ邦債債を政府に納付する手続について次の事項を規  
定する。

- (1) 納付期日等の通知
- (2) 物的申請書の提出及び物納通知書の送付
- (3) 邦債債の物納の方法

二、前記一つ法律によつて信換済外債債が有効化された場合に、そつ外債債が旧外債債及  
理法によつて敵産管理人により借り換えられたものであるときは、横浜正金銀行等が、  
邦債債を取扱いに替つて、そつ者うために、そつ管理する邦債債を政府へ譲渡し

又はそつ管理する邦債債の元利金等を政府へ納付する手続について次の事項を規定する。

- (1) 邦債債の譲渡計算書の提出及び譲渡通知書の送付
- (2) 邦債債の元利金等の納付計算書の提出及び納付通知書の送付
- (3) 邦債債の譲渡の方法

三、前記一及び二の手続に必要な書類の様式等は大蔵省令で定めることを規定する。

旧外貨債処理法による借換済外貨債の証券の一部の有効化等  
に関する法律施行令一案一

内閣は、旧外貨債処理法による借換済外貨債の証券の一部の有効化等に關する法律（昭和二十六年法律第二百八十九号）の規定に基  
き、及び同法を実施するため、この政令を制定する。

一 指定日等の通知一

第一条 大蔵大臣は、旧外貨債処理法による借換済外貨債の証券の一部の有効化等に關する法律（以下「法」という。）第六条第一項第一法第七条第三項において準用する場合を含む。以下同じ。一を  
指定する場合には、同項の規定により政府に納付しなければなら  
ない者（以下「納付義務者」という。）に対し、その指定日前二  
月までに、その指定日及びその者が同項の規定により納付すべき  
金額を通知しなければならない。

一 物納申請書の提出一

第二条 納付義務者は、前条の通知を受けた場合において、その納  
付すべき金額の全部又は一部を法第六条第二項（法第七条第三項  
において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により邦貨債  
一法第二条第二項に規定する邦貨債を以う。以下同じ。又はそ  
の利札をもつて納付しようとするときは、指定日前四十日までに、  
物納申請書を大蔵大臣に提出しなければならない。

一 物納通知書の送付一

第三条 大蔵大臣は、前条の規定により納付義務者から物納申請書  
の提出があつた場合において、当該物納申請書に係る邦貨債及び  
その利札が法第六条第二項の規定による納付に充てることができ  
るものであるときは、指定日前二十五日までに、物納通知書を當  
該納付義務者に送付しなければならない。

一 邦貨債及びその利札の收納一

第四条 納付義務者は、前条の規定により物納通知書の送付を受けたときは、当該物納通知書に係る邦貨債の証券又はその利札に当該物納通知書を添えて、指定日までに、これを当該物納通知書において指定された財務局長又は財務部長に引き渡さなければならぬ。但し、登録国債又は社債等登録法（昭和十七年法律第十一号）の規定により登録された社債若しくは地方債（以下「登録国債等」という。）については、大蔵大臣名義に変更の登録を受け、証券に代えて、その登録済通知書又は登録済証を引き渡さなければならない。

2 前項の規定により引き渡された登録済通知書又は登録済証に係る登録国債等は、同項の変更の登録がされた時に於いて法第六条第二項の規定による納付があつたものとする。

3 財務局長又は財務部長は、第一項の規定により納付義務者から邦貨債の証券、その利札又は登録済通知書若しくは登録済証の引

渡を受けたときは、当該納付義務者に対し、領收証書を交付しなければならない。

一 譲渡計算書及び納付計算書の提出

第五条 開鎖機関株式会社横浜正金銀行、株式会社大阪銀行及び株式会社東京銀行（以下「横浜正金銀行等」という。）は、法第七条第一項の規定により政府に譲渡しなければならない邦貨債及び子債券。」については、譲渡計算書を、同項の規定により政府に納付しなければならない同項各号に掲げるものの金額に相当する金額については、納付計算書を大蔵大臣が定める日までに大蔵大臣に提出しなければならない。

一 譲渡通知書及び納付通知書の送付

第六条 大蔵大臣は、前条の規定により横浜正金銀行等から譲渡計算書の提出があつたときは、譲渡通知書を当該横浜正金銀行等に

送付しなければならない。

2 大蔵大臣は、前条の規定により横浜正金銀行等から納付計算書の擲出があつたときは、納付通知書を当該横浜正金銀行等に送付しなければならぬ。

一 横浜正金銀行等からの政府への譲渡

3 第七条第4項の規定は、横浜正金銀行等が前条第一項の規定により譲渡通知書の送付を受けた場合における当該譲渡通知書に係る邦貨債及びその利札の譲渡について準用する。この場合において、第四条第一項中「物納通知書」とあるのは、「譲渡通知書」と、「指定日」とあるのは、「法第七条第一項の規定により大蔵大臣が指定する日」と、第四条第二項中「法第六条第二項の規定による納付」とあるのは、「法第七条第一項の規定による譲渡」と、第四条第三項中「納付義務者」とあるのは、「横浜正金銀行等」と読み替えるものとする。

2 横浜正金銀行等は、前条第一項の規定により譲渡通知書の送付を受けたときは、当該譲渡通知書に係る登録国债等の利子債権について、その譲渡を証する書面を、指定日までに、当該譲渡通知書において指定された財務局長又は財務部長に引き渡さなければならない。

3 前項の規定により引き渡された書面に係る利子債権は、これについて民法一明治二十九年法律第八十九号「第四百六十七条」指名債権譲渡の对抗要件に規定する通知又は承諾があつた時ににおいて法第七条第一項の規定による譲渡があつたものとする。

4 第四条第三項の規定は、財務局長又は財務部長が第二項の規定により譲渡を証する書面の引渡を受けた場合について準用する。この場合において、第四条第三項中「納付義務者」とあるのは、「横浜正金銀行等」と読み替えるものとする。

一 條式及び記載事項

第八条 第二条に規定する物納申請書、第三条に規定する物納通知書、第五条に規定する譲渡計算書及び納付計算書、第六条第一項に規定する譲渡通知書、同条第二項に規定する納付通知書並びに第四条第三項一審七条第一項及び第四項において準用する場合を含む。一に規定する領收証書の表式及び記載事項は、大蔵省令で定める。

附 則

この政令は、昭和二十七年四月一日から施行する。

裏面白紙

-143-

由理  
旧外貨債処理法による借換済外貨債の証券の一部の有効化等に関する法律の施行に伴い、有効化の措置のとられた借換済外貨債についての借換邦貨債及びその利札の物納等の手続を定める必要があるからである。

日本外債償還法による借換済外債償う証券の一部の有効化等に関する法律（昭和二十九年法律第二百八十九号）

（定義）

第二条

ニ、ニク法律において「邦貨債」とは、旧法第二条第一項に規定する借換のため同項の規定により当該外債償に代えて発行された國債、地方債及び社債をいう。

（信換証書相当額等の政府、の請負）

第六条 第三条第一項の規定により証券が有効なものとされる外債償（閉鎖禁固）株式会社横浜正金銀行又は株式会社大阪銀行ハ旧戦時管理法施行令（昭和十六年勅令第千五百九十九号）第一項第一項の規定により選任された戦時管理人として旧法第二条第一項の規定により借り換えたもつて原く、ノク借換により邦貨債を返済した者（そゝ者）が信

理人を以てしハ、大貿易委員会が定める日までに、五の各号に掲げる金額の合計額に相当する金額を政府に納付しなければならぬ。

一 当該外債償の信換証書

二 当該信換証書の利子（ラウ）当該日へ当該外債償が台湾電力株式会社又は東洋拓殖株式会社が発行した社債であるときは、それより昭和二十年四月十五日又は同年九月十五日までに支払期日が到来したもつう金額から、そく百分の三十に相当する金額を控除した金額

三 前項の規定により納付しなければならぬ者は、そく若か同項に規定する外債償の信換にそく取扱した時外債償が同項に規定する大貿易委員会が定める日までに支払期日が到来するときは、それより昭和二十一年四月十五日又は同年九月十五日までに支払期日が到来しない（利子）ともつて信換の規定により納付すべき金額の全部又は一部を納付することができる。

4 第二項ヲ規定にする納付に充てるもつう收納の手続に關し必要な事項は、政令で定める。

(黄済正金銀行等からする政府へ譲渡及び納付)

第七条 第三項第一項ヲ規定によりそつ証券が有効なもつとせらる外貨債が、前条第一項に規定する銀行か旧敵産管理法施行令第四条第一項ヲ規定により選任された敵産管理人として旧法第二条第一項ヲ規定により借り換えたもつであるときは、当該銀行及び株式会社東京銀行は、連合国財産の返還等に關する政令(昭和二十六年政令第六号)ノ規定にかかるわづ、政令で定められた手続により、大藏大臣ヲ指定する日までに、当該借換により邢貨債を取扱した者(前条第七項に規定するそく者ヲ包括承継人を含む。)のたまにそくの管理する当該邢貨債及びそく利札(当該邢貨債に附されて利札が附されないときは、当該邢貨債に係る利子債権)を、当該邢貨債を取扱した者(前条第七項に規定するそく者ヲ包括承継人を含む。)のたまにそく管理する左の各号に掲げるもつう金額に相当する金額を、当該邢貨債を取扱した者に代り、政府に納付しなければならぬ。

一 当該外貨債の信託に際し旧法第二条第三項ヲ規定により支払われた金錢

二 当該邢貨債について償還を受けた元金及び支払を受けた利子(そく支払の際除せらるれた所得税の額を含まないもつとする。)

三 当該外貨債の証券に附属する利札について旧外国債券管理法に基く命令により支払を受けた利子(そく支払の際課せらるた所得税の額を含まないもつとする。)

四 当該銀行が前三号に掲げるもつを管理している間にそくもつから生じた果实

3 前条第一項から第四項までの規定は、第一項に規定する銀行が、同額に規定する邢貨債を取扱しに番付に當該邢貨債及びそく利札(当該邢貨債について利札が附されないときは、当該邢貨債に係る利子債権)並びに同項第一号、第二号及び第四号に掲げるもつへ同項第一号に掲げるもつにつけては、同項第一号及び第二号に掲げるもつに係るもつに限る、以下本条において同じ。)の全部又は一部を管理しない場合における当該邢貨債を取扱した者について準用する。この場合において、前条第一項中「第三条第一項の規定によりそく証券が有効なもつとされる外貨債へ附録飛開株式会社横浜正金銀行又は株式会社大阪銀行か旧敵産管理法施行令(昭和十六年勅令第千百七十号)

裏面白紙

第七条第一項の規定により選任された該産管埋人として旧法第二条第一項の規定により  
信り換えたものと陳く。」とあるのは、「第七条第一項に規定する外貿處」と読み替える  
ものとす。